## 交 付 要 求 解 除 通 知 書

滞	納	<b>≠</b> (	主									
			氏 ( 名	名 称 )								
		名		称	数	量	性	質	所	在	事件の表示	差押年月日
交付	要求を解											
除 う	トる財産											
	交付要求年		- <i>左</i> ヵ7人 ) ユ	年	月	日						
上記のとおり、交付要求を解除しましたから、通知します。 (根拠法令-国税徴収法第84条第2項、第3項)												
	解除通知書	を発した日	年	月	日							
										美唄市長		印
	要求先6 滞納者質権者等		氏 の 又は4	名称		様						

- 摘要 1 「事件の表示」欄には、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続の区分を記載するものとし、当該強制換価手続が滞納処分以外のものであると きは、その事件名及び事件番号を併せて記載すること。
  - 2 この通知書は、強制換価手続が滞納処分以外の手続きであるときは、事件番号の異なるごとに作成すること。
  - 3 この交付要求に係る強制換価手続が企業担保権の実行手続又は破産手続であるときは、質権者等に対しては通知することを要しないものであること。